

令和元年12月7日

社会福祉法人 愛光会
理事長 指宿 興一



社会福祉法人愛光会「小規模多機能ホームあいわ」新築工事請負契約
に係る事後審査型制限付き一般競争入札について(公告)

社会福祉法人愛光会「小規模多機能ホームあいわ」新築工事請負契約に係る事後審査型制限付き一般競争入札について、実施要綱第4条に基づく入札参加資格を下記のとおり定め公告します。

1 入札に付する工事名等

- | | |
|----------|----------------------|
| (1) 工事名 | 小規模多機能ホームあいわ新築工事 |
| (2) 工事場所 | 鹿児島県鹿屋市吾平町麓字宮上3635番1 |
| (3) 完成期限 | 令和2年7月25日 |
| (4) 予定価格 | 非公表 |
| (5) 工事概要 | |
| 用途 | 小規模多機能居宅型介護事業所 |
| 構造等 | 木造平家建 |
| 延面積等 | 358.36㎡ |

2 工事施工方式

単独施工方式とする。

3 入札に参加する者に必要な資格

一般競争入札の入札参加資格を有するものは、次に掲げる要件をすべて満たしていることとする。

- ア 一般競争入札参加希望者は、単体企業であって、鹿屋市管内に本店本社が所在すること。
- イ 要綱第3条の規定により、格付の建築一式工事「A級」に登録されているもの。
- ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- エ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可を有する者で、鹿屋市建設工事等競争入札参加有資格者名簿に登録されているもの。
- オ 建設業法第28条第3項の規定による営業停止の期間中でないこと。
- カ 公告の際に提示した条件等に適合するもの。

- キ 当該工事に建設業法第 19 条の 2 の規定による現場代理人及び同法第 26 条の規定による主任技術者、監理技術者等を適正に配置することができること。
- ク 公告から入札時までの期間において、鹿屋市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 18 年鹿屋市告示第 13 号）の規定に基づく指名停止を受けていない者。
- ケ 鹿屋市に納税義務がある入札参加者の場合は、市税等の滞納がない者。
- コ 手形交換所による取引停止処分又は主要取引先からの取引停止等の事実がなく、経営状態が健全な者。
- サ 会社更生法に基づく会社更生手続き開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされる等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- シ その他建設業法等の法令及び規則等に違反していない者。
- セ 過去 5 年間に於いて公共施設、福祉施設の建設を受注し完全に履行した経験を有する者。

4 入札参加の申込方法

本工事の入札に参加を希望する者は、入札参加申込書(様式第 1 号)及び名称等調書(添付書類 1 様式第 5 号関係)を(令和元年 12 月 25 日)までに理事長に提出しなければならない。

なお、入札参加を希望する時点では上記書類を提出することとし、下記 18 に掲げる入札参加資格確認申請書等を提出して資格審査を受ける者は、落札候補者に限るものとする。

5 申込書の交付及び受付期間等

(1) 交付及び受付期間

本公告の日から令和元年 12 月 25 日(水曜日)まで(土・日曜日を除く。)

(2) 交付及び受付時間

午前 10 時から午後 4 時 30 分まで(正午から午後 2 時までの時間を除く。)

(3) 交付及び受付場所

鹿児島県鹿屋市海道町 729 番地 6
社会福祉法人愛光会 (本部)

(4) 提出部数 1 部

6 設計図書等の閲覧等及び質疑応答

(1) 工事の図面、仕様書及び閲覧用設計書(詳細図を除く一般図)は、本公告の日から令和元年 12 月 20 日(金曜日)まで(日・祝祭日を除く。)の間、社会福祉法人愛光会本部において閲覧に供する。

(2) 本工事の入札に参加を希望する者が図面及び仕様書の閲覧及び貸与を希望するときは、閲覧方法の申出書(様式第 3 号)を理事長へ提出しなければならない。

なお、貸与品については、同年 12 月 9 日から開始し、入札終了後に回収する。(入札に参加しないこととなった者については、入札日までに返還すること。)

また、落札決定者はこの貸与品の全部を購入しなければならない。

- (3) 設計図書等に関して質問がある場合には、設計図書等に関する質問書(様式第 4 号)に記載のうえ、理事長へ提出することとする。

ア 受付期間

本公告の日から令和元年 12 月 20 日(金曜日)まで、(土・日曜日を除く。)

イ 受付時間 午前 10 時から午後 4 時 30 分まで

- (4) (3)の質問事項に対する回答は、令和元年 12 月 9 日(月曜日)から同年 12 月 20 日(金曜日)まで(日・祝祭日を除く。)の間、入札参加希望者に FAX し、本部掲示板において閲覧に供するものとする。

なお、工事費に著しく影響ない質問事項は基準法・安全性・デザインを考慮し、各社の判断で積算する事。

7 現場説明会

な し

8 入札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和元年 12 月 26 日 (木曜日) 午前 11:00 から
(2) 場 所 鹿児島県鹿屋市海道町 729 番地 6
社会福祉法人 愛光会 (本部)

9 入札方法

- (1) 電報、郵便及びファクシミリによる入札は認めない。
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

10 入札保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金は免除とする。
(2) 契約の相手方が落札後、指定期間内に契約しなかった場合、落札価格の 100 分の 10 の違約金を納付すること。なお、契約保証金は、契約履行後還付する。
ただし、次のアまたはイのいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

- ア 契約の相手方が契約保証金以外の金額につき、保証会社との間に社会福祉法人愛光会を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
 - ウ 建築主が認める完成工事保証人を設けた場合。
- (3) 契約保証が受けられない場合には、契約はできないものとする。

1 1 工事費内訳書の提示

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額と一致する工事費内訳書を提示すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価及び金額等を明らかにすること。
- (3) 工事費内訳書は、返却しない。
- (4) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

1 2 最低制限価格 設定する。

1 3 低入札調査基準価格 設定しない。

1 4 開札の日時及び場所 開札は、8 に掲げる日時及び場所において行う。

1 5 入札の無効等

- (1) 次にいずれかに該当する入札は無効とする。
 - ア 入札に参加する資格のない者及び申込書に虚偽の記載をした者のした入札
 - イ 委任状を持参しない代理のした入札
 - ウ 記名押印のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札
 - エ 2 以上の入札書(他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。)による入札
 - オ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
 - カ 入札金額以外の記載事項について訂正し、訂正事項に証明印のない入札書による入札
 - キ 記載した文字を用いて消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札

- ク 明らかに連合によると認められる入札
 - ケ その他入札に関する条件に違反した入札
- (2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。
 - (3) くじによる落札候補者の決定において同価入札をした者は、くじを辞退することとはできない。
 - (4) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

1.6 最低制限価格を下回る入札の取り扱い

上記 12 に記載されている最低制限価格を下回った入札については、下記の方法をもって行う。

ア 入札は「失格」とする。

1.7 入札参加資格確認審査及び落札者の決定の方法

- (1) 入札終了後、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札候補者とし、通知する。
- (2) 落札候補者の通知を受けた者は、18 の手続きにより入札参加資格確認申請書等を提出する。
- (3) 提出された入札資格確認申請書等により入札参加資格を満たしていることを確認した後に落札決定し、通知する。
- (4) (3)において入札参加資格を満たしていないと認めるときは、次に低い価格の入札者について、(1)から(3)までの手続きを繰り返し、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行う。
- (5) 落札者の決定は、入札参加資格確認申請書等の提出があった日の翌日から起算して7日(日曜日を除く。)以内に行う。
- (6) 落札者を決定したときは、直ちに当該落札候補者に落札決定をした旨を通知するとともに、他の入札参加者に対してその旨を通知する。
- (7) 落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認めるときは、当該落札候補者に対してその旨を通知(様式第7号)する。
- (8) 本入札で予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、再入札を行うものとする。
- (9) 再入札で予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、再々入札を行うものとする。

1.8 入札参加資格確認申請書等の提出

落札候補者は、落札候補者とする旨の通知を受けた日の翌日から起算して2日(日曜日を除く。)以内に理事長に対して、次に掲げる書類を提出しなければならない。

ア 事後審査方制限付き一般競争入札参加資格確認申請書(様式第5号)

イ 名称等調書(添付書類1)

ウ 施工実績調書(添付書類2)

エ 専任配置予定の技術者等調書(添付書類 3)

19 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に係る留意事項

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けされた工事であるため、契約に当り分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書等に記載された処理方法及び処分場場所等を参考に積算した上で入札すること。

また、分別解体等の方法を契約書に記載するために、落札者は、落札決定後に発注者と協議して行うこととする。

20 契約締結の申出期限等

落札者は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して 7 日以内に契約書及び契約に必要な書類を提出しなければならない。

契約書に必要な書類は、次のとおりとする。

- ア 建設工事請負契約書
- イ 課税事業者届出書
- ウ 工程表
- エ 建設工事退職金共済組合掛金収納書
- オ 専任技術者届
- カ 下請通知書
- キ 建設リサイクル法に基づく関係書類(契約提出前に提出すること。)
 - ① 建設物に係る解体工事(説明書、別表 1、別紙 1)
 - ② 建築物に係る新築工事(別表 2、別紙 2)

21 広告の方法

社会福祉法人愛光会本部（鹿屋市海道町 729 番地 6）の掲示板及び愛光会ホームページ（<http://www.aikohkai.com/>）

問い合わせ

〒 891-2303 鹿児島県鹿屋市海道町 729 番地 6
社会福祉法人 愛光会（本部）
電話 0994-46-2821

〒 891-2311 鹿児島県鹿屋市海道町 729 番地 2
垣内設計
電話 0994-46-2377